

軽減税率導入で何が変わるの？

えっ！免税事業者って不利なの？？

2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が導入されます！！

軽減税率のポイントと 守りと攻めの消費税対策

2019年10月、消費税10%引き上げと同時に、“軽減税率”が導入されます。事業者は複数の税率を同時に扱わねばならず、店舗業務、会社の経理業務への負担が増します。加えて税額計算や新しい請求書方式など、**どんな業種・業界であっても様々な影響を受けることになり**、今その対策へ不安の声が挙がっています。本講座では、軽減税率に向けてどんな対応が必要か、そのための**新しいレジ導入やシステム改修に使える補助金**の活用方法などを、わかりやすく解説いたします。1年後はすぐにやってきます！！この機会に是非ご参加ください。

平成30年 11月28日(水) 18:30~21:00

講師

・葛城税務署職員
・株式会社 Ideal Works 代表取締役
中小企業診断士 **井手 美由樹氏**



靴小売チェーン店勤務を経て、平成9年、中小企業診断士登録を機に、経営コンサルタントとして独立。ミラサポ登録専門家。そのほか各地の商工業団体などに専門家として登録。横浜市を拠点に創業支援、新規事業開発支援、企業再生支援、組織活性化等のコンサルティング、研修・セミナー講師、執筆活動を行う。

講座内容

1. 消費税増税・軽減税率導入のスケジュール

2. 何が軽減税率8%の対象品目になるのか？

3. レジ補助金とは？ どうやって補助金を受けるのか

・軽減税率対応のレジ導入や受注システム改修のための補助金申請の仕方

4. 知らないと怖い、インボイス制度

・インボイス方式への準備は？
・インボイス実施後の免税事業者からの仕入れについて

5. 守りの消費税対策

・税率引き上げ後の買い控え対策
・税率引き上げ後の経理処理上の注意点 など

6. 攻めの消費税対策

・経過措置による駆け込み需要対策
・自社の強みの見直しと、計画への落とし込み

会場

檀原商工会議所 4階 会議室

※檀原商工会議所には専用駐車場がございませんので、お車でお越しの場合は隣接する市営駐車場等（自己負担）をご利用ください。

受講料

無料 **定員** 42名（1社2名まで）
※定員になり次第締め切ります。

申込締切

平成30年11月22日（木）

【お申込みから当日までの流れ】

①下記の申込書に記入の上、FAXでお申込みください。また当所ホームページからもできます。

②受講票は発行しませんので、当所より連絡がない限り、当日会場までご来場ください。

③当日、会場受付にてお名前をお知らせください。

※申込にあたり本商工会議所が主催するセミナー等に、過去事業当日、無断で2回以上欠席した場合は受講をお断りすることがあります。

問合せ・申込先

檀原商工会議所 中小企業相談所

〒634-0063 檀原市久米町 652-2 TEL0744-28-4400 FAX0744-28-4430

FAX 0744-28-4430

主催：檀原商工会議所 中小企業相談所

『軽減税率対策セミナー』受講申込書

※切り取らずにFAXしてください。

受講者氏名①	受講者氏名②
事業所名	TEL
所在地	FAX
事業内容	メールアドレス

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用するほか、参加者の実態調査・分析の為に利用することがございます。また、セミナーでの写真撮影したものを当所のホームページ、広報誌「かしはら商工ニュース」において公開する場合がございます。申込内容を講師に提供いたします。